

厚生労働省発薬生 1014 第 59 号
令和 4 年 10 月 14 日

薬事・食品衛生審議会会長
太田 茂 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤（ただし、3-アミノプロパン-1-オール 1%以下を含有するものを除く。）の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

厚生労働省発薬生 1014 第 60 号
令和 4 年 10 月 14 日

薬事・食品衛生審議会会長
太田 茂 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

2-イソブトキシエタノール 15%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

厚生労働省発薬生 1014 第 61 号
令和 4 年 10 月 14 日

薬事・食品衛生審議会会長
太田 茂 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

アンチモン化合物及びこれを含有する製剤のうち、四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について